別記
第１号様式（第11条、第13条、第14条関係）

90

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

（あて先）京都府知事	18年　9
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町９０２番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名 京都ステーションセンター株式会社 代表取締役社長　鳥　居　興　彦 電話　０７５　－　３６５　－

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	不動産賃貸業（京都駅北口広場地下街「ポルタ」デベロッパー）
該当する事業者要件	☑ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） ☐ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上） ☐ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第１０条第４号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
計画期間	平成　18年　4月　～　平成　20年　3月
基本方針	エネルギー消費管理の徹底、省エネ設備、器具の導入等を積極的に推進し、資源の適正かつ有効な活用を通じて地球環境に優しい企業を目指す。
推進体制	技術管理部長及び設備担当者を中心としてエネルギーの適正管理、省エネ施策の推進を図る。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容
	１８～１９	主要機器の省エネ化	空調機（９台）、外調機（４台）、氷蓄熱装置の適正な運転管理を継続実施し、エネルギー消費効率の向上に努める。
	18	熱搬送設備等	ポンプのｲﾝﾊﾞｰﾀｰ化（冷却水ポンプ５５KWT×４台）通路空調機の運転制御分離による効率的な運転
	19	変電設備	基準エネルギー消費効率以上の効率のものに取り替える。

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績）（１７）年度（二酸化炭素換算（ｔ））	目標年度（計画）（１９）年度（二酸化炭素換算（ｔ））	削減率（計画）（%）
	A 事業所等排出区分	4,156 t	4,151 t	－0.1 %
	B 輸送車両排出区分	0 t	0 t	%
	C その他排出区分	0 t	0 t	%
	排出合計	*1　4,156 t	*2　4,151 t	－0.1 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）取組量等		目標年度（計画）（二酸化炭素換算（ｔ））	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量（排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）
	*1　4,156 t	(*2)-(*3)　4151 t	－0.1 %

特記事項	当社では、１９９８年を基準として省エネ化を推進し（各種機器の適正な運転管理、各階段の防風扉の設置、通路空調機の運転制御分離）等に取組み、２００５年度末で既に使用電力量で１２．１%の削減を達成し、エネルギー消費効率を改善している。

連絡先		
	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注１　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
２「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
３「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
４「特記事項」には、平成２年度（１９９０年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO_2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。